

2022年2月16日

各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
会社名 株式会社モブキャストホールディングス
代表者名 代表取締役CEO 藪 考 樹
(コード番号: 3664 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO管理本部長 岡 田 晋
(TEL.03 - 5414 - 6830)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第18回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条について、発行可能株式総数を現行の45,500,000株から90,000,000株に変更するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」の開催が認められたことに伴い、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条2項に所要の変更を加えるものであります。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や、天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているか、継続していることが合理的に予想されるような場合を想定しますと、株主様の健康や安全に配慮してご来場を極力ご遠慮願う対応をとりつつも、株主総会の場所を設けて株主総会を開催すること自体が、株主総会の開催方法として必ずしも最良の選択肢ではないケースが今後もあり得ると考えております。また、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

(3) 会社法の改正による変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により株主総会参考書類等の電子提供措置の制度が新設され、2022年9月1日に施行されますので、施行日以降、株

主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1条から第5条 (条文省略)	第1条から第5条 (現行どおり)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 45,500,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000株</u> とする。
第7条から第12条 (条文省略)	第7条から第12条 (現行どおり)
(招集)	(招集)
第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)	第13条 (現行どおり)
第14条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示)	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更定款第 15 条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日 (以下 「施行日」という) から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年3月25日 (予定)

定款変更の効力発生日

2022年3月25日 (予定)

または当社が「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣および法務大臣の確認を受けたことを条件として、当該確認を受けた日のいずれか遅い日とする。

以上